

# PRESS RELEASE

2023年3月29日

神奈川大学

神奈川県弁護士会

## 神奈川大学と神奈川県弁護士会との包括連携協定締結について

神奈川大学（本部・横浜市神奈川区、学長 小熊 誠）と神奈川県弁護士会（本部・横浜市中区、会長 高岡 俊之）は、法曹教育の充実及び地域の人材育成に寄与するため、包括連携協定を締結しました。

### 包括的連携に関わる協定 署名式

日時：2023年3月27日（月）17時30分～

会場：神奈川大学みなとみらいキャンパス



高岡俊之会長(左)と小熊誠学長(右)

### 【協定概要】

神奈川大学と神奈川県弁護士会は、地域社会の発展及び人材育成等に寄与することを目的として、主に法学研究及び教育並びに法曹実務家育成の分野において、包括的に連携して協力し、下記協定事項に関わる具体的取り組みを進めます。

#### －協定事項－

- (1) 人材の育成及び交流に関すること
- (2) 講演会・セミナーの開催に関すること
- (3) 共同プロジェクトに関すること
- (4) 地域の発展に関すること

当協定に基づき、2023年度は、神奈川県弁護士会所属弁護士が有している知見を学生に伝える「連携授業」の実施を予定しています。当科目は法学部生に限らずすべての学部の学生が受講対象となるものです。

#### **授業科目名 体験型研修 [法的交渉入門プログラム]** ※横浜キャンパス内「法廷教室」で授業実施

○共通教養科目 2023年度前学期開講（全14回・対面） 2単位 [全学部対象 / 履修定員20名]

○市民生活の中で発生しうるさまざまな法律上のトラブルに対して、正確な情報に基づいて冷静かつ論理的に相手方と交渉できる能力を身につけることを目標とし、神奈川県弁護士会の協力を得て、法律上のトラブルの事例を素材にしてその正しい対処法を体験的に学びます。

【神奈川大学】

1928年に横浜学院として創立され、1949年に神奈川大学として設置。2023年4月から新たに2学部を加え、11学部22学科1プログラムを擁する総合大学です。横浜・みなとみらいにキャンパスがあり、学生数は1万7813人（2022年5月1日現在）です。本学における法学教育は、横浜学院設立時からの歴史を伝統と有しています。

【神奈川県弁護士会】

神奈川県弁護士会は、弁護士法に基づき神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

法律相談はもとより、人権侵害を受けた市民の救済活動、消費者被害の救済のための活動、環境を守るための活動、よりよい法律を作るための活動、市民に身近な司法とするための司法改革活動、分かりやすく法律を説明する法律講座など、日々、基本的人権の擁護と社会正義の実現に向けて取り組んでいます。会員数1,778名（2023年3月現在）

【本件に関するお問い合わせ先】

神奈川大学 学長室 ☎ 045-481-5661(代) 神奈川県弁護士会 業務課 ☎ 045-211-7710(代)